様式第1号　　（所有権移転）

農地法第3条の規定による許可申請書

下記農地（採草放牧地）について　賃借権　を　設定　したいので農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。
使用貸借権

令和　　年　　月　　日

中津市農業委員会会長　　あて

申請者　貸　人
借　人

記

1：申請当事者の氏名（名称）、住所、職業及び年齢

当事者	氏名	年齢	職業	現住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	在留期間及び在留期間の満了の日	認定経営発展法人（該当する場合は○）
貸人								
借人								

2：許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名又は名称

所在・地番			地目		面積	対価、賃料等の額(円)（10a当たり）	利用状況	所有者氏名（名称）	利用者	
大字	字	地番	台帳	現況	㎡				氏名（名称）	権利の種類
			計							

3：権利を移転しようとする事由詳細及び契約の内容

（記載要領）
1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
4 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の1の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
5 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書(別添)

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

農地種別	譲渡人				譲受人					
					所有地			借入地		経営地
	自作地 ①	小作地 ②	貸付地 ③	経営地 ①＋②	自作地 ①	貸付地 ②	その他 ③	現に耕作中の土地 ④	その他 ③	①＋④
田				㎡						㎡
畑				㎡						㎡
その他				㎡						㎡
計				㎡						㎡

非耕作地の状況

非耕作地	所在・地番	地目		面積(㎡)	状況・理由
		台帳	現況		
所有地					
借入地					

(記載要領)

1「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積(㎡)」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。

2「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、○年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑	樹園地	採草放牧地
作付(予定)作物				
権利取得後の面積(㎡)				

(2) 大農機具及び家畜の保有状況

	農機具								家畜	
種類	トラクター	コンバイン	田植機	機械倉庫	乾燥機					
確保済数量(所有)	台	台	台	棟	台				頭	頭
確保済数量(リース)	台	台	台	棟	台				頭	頭
導入予定数量(所有)	台	台	台	棟	台				頭	頭
導入予定数量(リース)(資金繰りについて)	台	台	台	棟	台				頭	頭

(記載要領)

1「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。

2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦___年、農業技術修学暦___年、その他(　　)

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在:	(農作業経験の状況:
	増員予定:	(農作業経験の状況:
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在:	(農作業経験の状況:
	増員予定:	(農作業経験の状況:

(裏面へ続く)

④　配置の状況（所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合に、市町村別に記載してください（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください）。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記載してください。）

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等

⑤　④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1に記載し、添付してください。）

(5) その他の考慮すべき事項

（記載要領）
「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

2 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件に係る事項　　別紙

3 権利を移転しようとする者又はその世帯員（構成員）がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力に依存している状況（法人にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況）

	氏　　名	年　齢	性　別	権利取得者との続柄	職業	農作業従事日数	備　　考
構成員				本　人		日	
						日	
						日	
						日	
常雇						日	
						日	
季節雇・臨時雇		年間延日数　　男　　日　　女　　日					

（記載要領）
備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は〇を記載してください。

4 その他参考となるべき事項

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1）

1 農地法その他の農業に関する法令

（1）農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有　・　無
②第4条（農地の転用の制限）	有　・　無
③第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有　・　無
④第42条（措置命令）	有　・　無

（2）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）	有　・　無
②第15条の3（監督処分）	有　・　無

（3）種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象となる規定	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有　・　無

（4）農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有　・　無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有　・　無			

（記載要領）

1 この様式には、権利取得者等（農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等）の状況等を記載してください。

2 1の（1）①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けた者も含めて記載してください。

3 1の（1）②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当する者も含めて記載してください。

4 1の（1）及び3については、許可申請日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。なお、1の（1）については、違反状態が是正されたものも含めて記載してください。

5 1の（2）、（3）及び（4）については、許可申請日現在の状況を記載してください。

様式第1号　　（所有権移転）

農地法第3条の規定による許可申請書

下記農地（採草放牧地）について　賃借権（使用貸借権）　を　移転　したいので農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

令和　7　年　4　月　1　日

中津市農業委員会会長　　あて

申請者　譲渡人　中津　太郎
　　譲受人　豊田　次郎

記

1：申請当事者の氏名（名称）、住所、職業及び年齢　住民票通り

当事者	氏名	年齢	職業	現住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	在留期間及び在留期間の満了の日	認定経営発展法人（該当する場合は○）
譲渡人	中津　太郎	50	会社員	大分県中津市豊田町14番地3				
譲受人	豊田　次郎	65	農業	大分県中津市中央町一丁目1番1号	日本	－	－	

現況通り

2：許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名又は名称

所在・地番			地目		面積	対価、賃料等の額（円）（10a当たり）	利用状況	所有者	利用者	
大字	字	地番	台帳	現況	㎡			氏名（名称）	氏名（名称）	権利の種類
中殿	余木	503番1	田	田	1,300	5,000	一毛作	中津　太郎	－	－
中殿	余木	503番2	畑	畑	1,200	5,000	普通畑	中津　太郎	－	－
	以下	余白								
			計		2,500					

全部事項証明書通り

小作料を記入。使用貸借の場合は空欄

3：権利を移転しようとする事由詳細及び契約の内容

賃借権設定（10年）　　使用貸借の場合は「使用貸借権設定(〇〇年)」

（記載要領）

1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。

2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。

3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。

4 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の1の「認定経営発展法人」に〇を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。

5 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書(別添)

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

農地種別	譲渡人				譲受人					
					所有地			借入地		経営地
	自作地 ①	小作地 ②	貸付地 ③	経営地 ①+②	自作地 ①	貸付地 ②	その他 ③	現に耕作中の土地 ④	その他 ③	①+④
田	83.00	0.00	1,300.00	83.00 ㎡	3,000.00			5,000.00		8,000.00 ㎡
畑	1,200.00	25.00		1,225.00 ㎡	2,000.00					2,000.00 ㎡
その他			農業委員会事務局にある農地基本台帳を参考に記入							㎡
計	1,283.00	25.00	1,300.00	1,308.00 ㎡	5,000.00			5,000.00		10,000.00 ㎡

非耕作地の状況

非耕作地	所在・地番	地目		面積(㎡)	状況・理由
		台帳	現況		
所有地	大分県中津市豊田町14番地1	畑	畑	100	山林に囲まれた傾斜地であり、30年前より休耕中であるが、草刈など農地としての維持管理を行っている。
借入地					

(記載要領)
1「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積(㎡)」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。
2「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、○年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑	樹園地	採草放牧地
作付(予定)作物	水稲、麦	大根、白菜	なし	
権利取得後の面積(㎡)	9,300.00	3,200.00	0.00	

(2) 大農機具及び家畜の保有状況

	農機具								家畜	
種類	トラクター	コンバイン	田植機	機械倉庫	乾燥機					
確保済数量(所有)	1 台	台	台	棟	台				頭	頭
確保済数量(リース)	台	台	台	棟	台				頭	頭
導入予定数量(所有)	台	台	台	棟	台				頭	頭
導入予定数量(リース)(資金繰りについて)	台	1 台 自己資金	台	棟	台				頭	頭

(記載要領)
1「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦20年、農業技術修学暦0年、その他(　　)

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在: 1人	(農作業経験の状況: 妻 10年 子 5年 子の妻 5年)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在:	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	(農作業経験の状況:)

(裏面へ続く)

④　配置の状況（所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合に、市町村別に記載してください（隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください）。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記載してください。）

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等
宇佐市	豊田　次郎	大分県中津市中央町一丁目1番1号

⑤　④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間
1km　　5分

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1に記載し、添付してください。）
(5) その他の考慮すべき事項

（記載要領）
「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

2 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件に係る事項　　別紙
3 権利を移転しようとする者又はその世帯員（構成員）がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力に依存している状況（法人にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況）

	氏　　名	年　齢	性　別	権利取得者との続柄	職業	農作業従事日数	備　　考
構成員	豊田　次郎	65	男	本　人	農業	200　日	
	豊田　花子	64	女	妻	農業	200　日	
	豊田　三郎	32	男	子	会社員	100　日	
	豊田　桜子	30	女	子の妻	農業	200　日	
常雇						日	
						日	
季節雇・臨時雇		年間延日数	男	日	女	日	

（記載要領）
備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は〇を記載してください。

4 その他参考となるべき事項

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙1）

1 農地法その他の農業に関する法令

（1）農地法（昭和27年法律第229号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	有　・　無
②第4条（農地の転用の制限）	有　・　無
③第5条（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）	有　・　無
④第42条（措置命令）	有　・　無

（2）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

違反の対象となる規定	違反の有無
①第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）	有　・　無
②第15条の3（監督処分）	有　・　無

（3）種苗法（平成10年法律第83号）

違反の対象となる規定	違反の有無
育成者権又は専用利用権の侵害（第20条及び第25条参照）	有　・　無

（4）農薬取締法（昭和23年法律第82号）

違反の対象となる規定	違反の有無
第24条（使用の禁止）	有　・　無

2 1で「有」の場合

違反の時期	内容

3 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

該当の有無	行為の時期	内容	理由
有　・　無			

農地法第3条（耕作を目的とした貸借権設定）許可申請の流れ

1 事前の準備

□ 必要な書類の準備

□ 農地法第3条の規定による許可申請書	1式
□ （個人の場合）住民票等	1式
□ （法人の場合）法人登記簿謄本または定款	1式
□ 申請したい土地の全部事項証明書	1式
□ 付近見取図	1部
□ 申請地とその隣接地の字図	1式
□ 誓約書	1部
□ 契約書	1式
□ その他	1式

※登記簿上の住所と住民票に記載された住所に相違がある場合は、その関係がわかる戸籍の附票等
※行政書士が代理人となった場合は土地の情報及び委任の目的（農地法第3条請求及び受領等）について記載された委任状
※市外取得者・新規耕作者の場合は、営農計画書
※その他指摘された場合

□ 農地の状態の確認

内容に関する審査の段階で現地が農地（ただちに耕作できる状態）であるか確認します。そのため、申請地の状態をあらかじめ確認しておいてください。

2 提出　(本庁提出の場合)提出締切は毎月20日12時まで
(支所提出の場合)提出締切は毎月15日12時まで

※不備がある場合、審査ができないため、早めの提出をお願いします。
※必要に応じて追加書類を求める場合があります。
※締切が閉庁日の場合は、その前の開庁日の12時まで
※郵送提出の場合も、締切日時必着となります。

貸人、借人または代理人が提出。※代理人は法律により行政書士となります。
問題がなければ、農業委員会事務局で審査を行います。形式上必要な書類等が揃っていない場合は、補正を求めるか、却下する場合があります。
問題がなければ、翌月あたまの農業委員会総会で審議します。
総会までの間に、内容についての審査を行い、必要に応じて追加調査を行ったり、追加説明を求める場合があります。

3 地元農業委員への報告

地元農業委員に申請したことを報告します。農地法第3条申請における審査は、申請地及び借人に関するものが中心になることから、借人から報告することをお勧めします。

4 農業委員会総会

提出締切の翌月5日頃に農業委員会総会が開催されます。
農業委員会総会で全ての農業委員が許可できるか審議を行います。
なお、内容についての審査の結果、総会で疑義が生じた場合は、許可保留となる場合があります。

5 交付　総会で許可と判断された申請については、事務手続きの上、許可書を交付します。許可書の交付は、原則農業委員会事務局または支所農林建設課窓口での直接交付となります。